

長期優良住宅化リフォーム推進事業

「長期優良住宅化リフォーム推進事業」は、質の高い住宅ストックの形成及び子育てしやすい環境の整備を図るため、既存住宅の長寿命化や三世帯同居など複数世帯の同居に資するリフォームを推進するため、

- ① 工事前のインスペクションの実施※1
- ② 一定の性能を満たすリフォーム工事又は三世帯同居対応改修工事
- ③ リフォーム履歴と維持保全計画の作成

を行う事業を公募※2し、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一部を補助するものです。

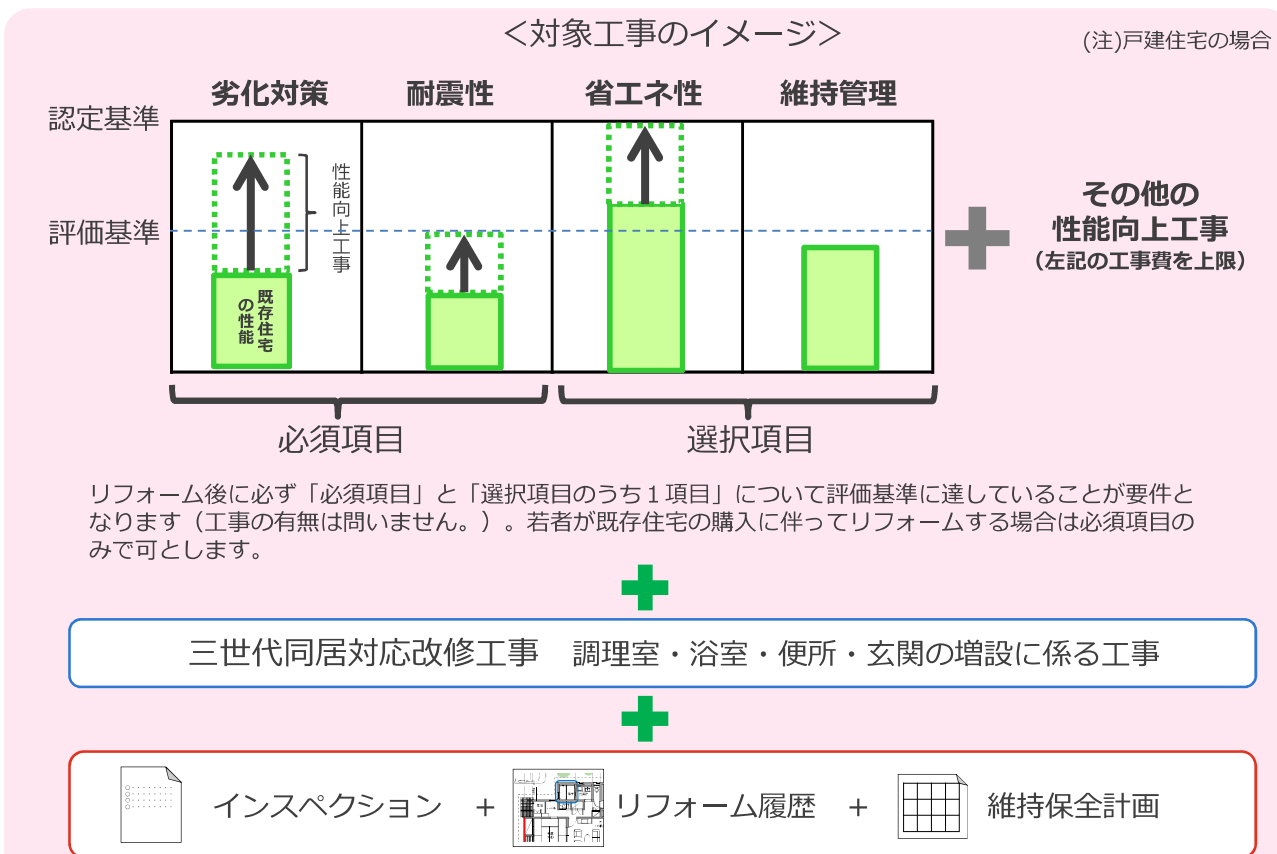
- ※1) 既存住宅状況調査技術者（既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号）に基づき登録された講習を修了した建築士）、又は本補助事業におけるインスペクター講習団体に登録されたインスペクターが実施するものとします。
- ※2) 実際の応募受付等は国土交通省の指定する事務事業者等が行います。

対象住宅

対象となるのはリフォームを行う住宅です。既存の戸建住宅、共同住宅いずれも対象となります。事務所や店舗などの住宅以外の建物は対象外です。

対象工事

劣化対策や耐震性、省エネ対策など住宅の性能を一定の基準まで向上させる工事が対象となります。また、これらの性能向上工事と一体的に行われる他の工事も、一定の範囲で対象となります。なお、劣化対策と耐震性とその他1項目はリフォーム工事後に評価基準を満たしていることが要件となります。



補助額

●補助率：1/3

●補助限度額：100万円/戸（長期優良住宅（増改築）認定を取得する場合は200万円/戸。さらに一次エネルギー消費量が省エネ基準比20%削減される場合は250万円/戸。）

※三世帯同居対応改修工事については50万円/戸を限度として、上記補助限度額に加算

事業タイプ	評価基準型 (通年申請タイプのみ)	認定長期優良住宅型 (通年申請タイプのみ)	高度省エネルギー型	提案型 (事前採択タイプのみ)
住宅の性能	劣化対策、耐震性及びその他の性能項目で評価基準に適合	長期優良住宅（増改築）認定を受けるもの	左記認定を受けた上で一次エネルギー消費量が省エネ基準比20%削減されるもの（太陽光発電設備の効果を除く）	評価基準や認定基準の代替措置等を提案するもの
補助限度額 <small>（三世帯同居対応改修工事を実施する場合）</small>	100万円/戸 (150万円/戸)	200万円/戸 (250万円/戸)	250万円/戸 (300万円/戸)	提案内容に応じて 100・200万円/戸 (150・250万円/戸)
補助額の算出方式	①補助単価方式	①補助単価方式 ②補助率方式 ※事業者単位でいずれか選択	②補助率方式	提案内容に応じて決定

※ 共同住宅の共用部分については、事業タイプによらず補助率方式によること

※ 認定長期優良住宅型の場合は、事業者単位で①又は②のいずれかの方式を選択すること（混用不可）

※ 三世帯同居対応改修工事については、いずれの事業タイプとも50万円/戸を限度として補助（三世帯同居対応改修工事の補助額は、長期優良住宅化リフォームの補助額算出方法にあわせること）

※ インспекション等に係る補助額は、所要額に補助率1/3を乗じて得た額を補助

補助額の算出方式

①補助単価方式

- 単価を積み上げた値を1/3した額を補助

②補助率方式

- 対象工事費を1/3した額を補助

事業タイプ

事前採択タイプ

- 交付申請に先立って事前に公募し、採択します。
- 事業者単位で複数戸まとめて応募し、採択を受けることで、一定の予算枠を確保可能です。
- ただし、決められた公募期間中に応募する必要があり、公募・審査期間を要するため、事業着手可能となるまでに一定の期間が必要となります。

通年申請タイプ

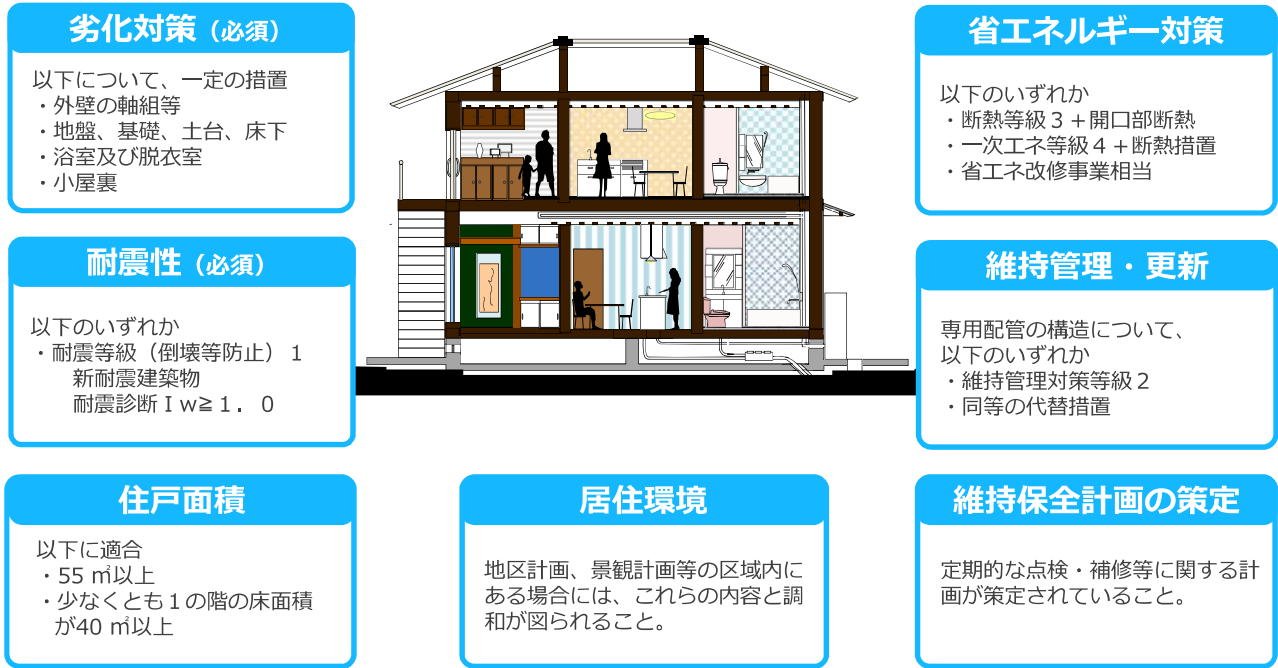
- 交付申請に先立ち、事前の公募・採択は行いません。
- 交付申請受付期間中は、随時、対象住宅毎に交付申請可能です。
- 予算の執行状況によっては、受付機関を繰り上げて締め切る場合があります。

認定基準・評価基準とは

劣化対策、耐震性、省エネルギー対策、維持管理・更新の容易性等について、長期優良住宅化に資する水準として設定したものです。

- ・認定基準：長期優良住宅（増改築）認定基準
- ・評価基準：認定基準には満たないが一定の性能向上が見込まれる水準

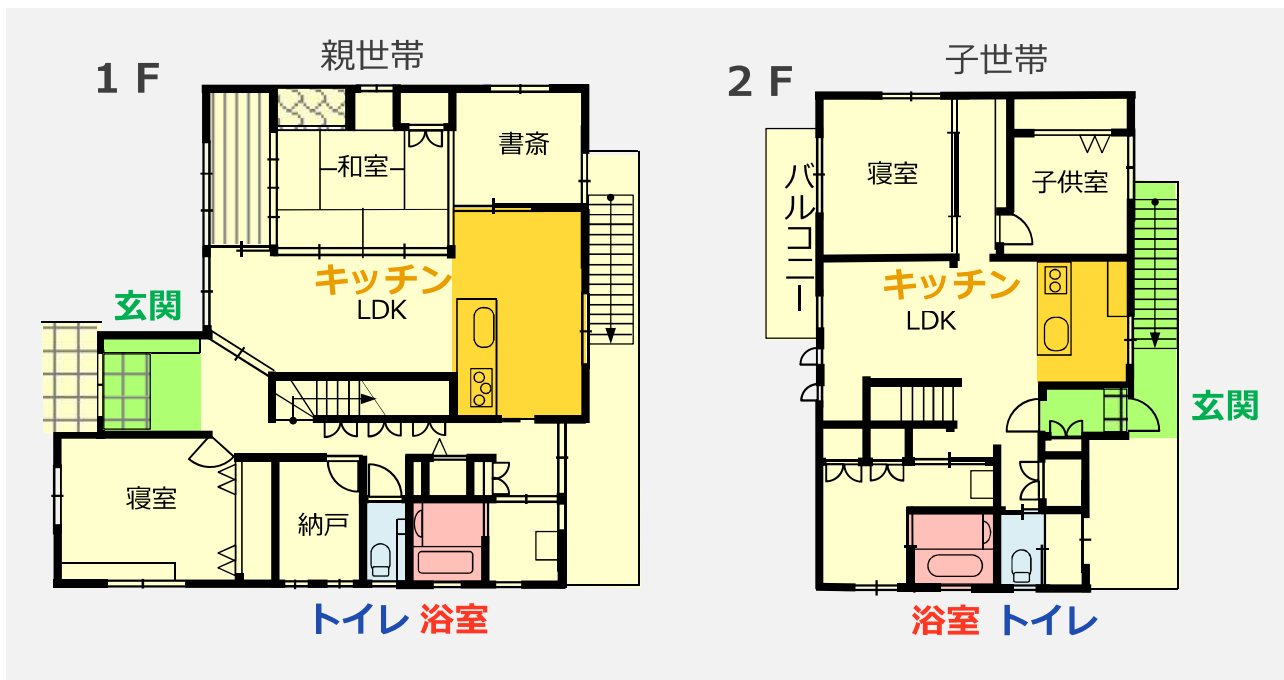
<評価基準の概要（木造戸建て住宅の場合）>



三世帯同居対応改修工事とは

キッチン・浴室・トイレ・玄関の増設工事が対象となります。ただし、リフォーム後にキッチン・浴室・トイレ・玄関のうちいずれか2つ以上が複数箇所あることが要件となります。

<三世帯同居等の複数世帯の同居に対応した住宅のイメージ>



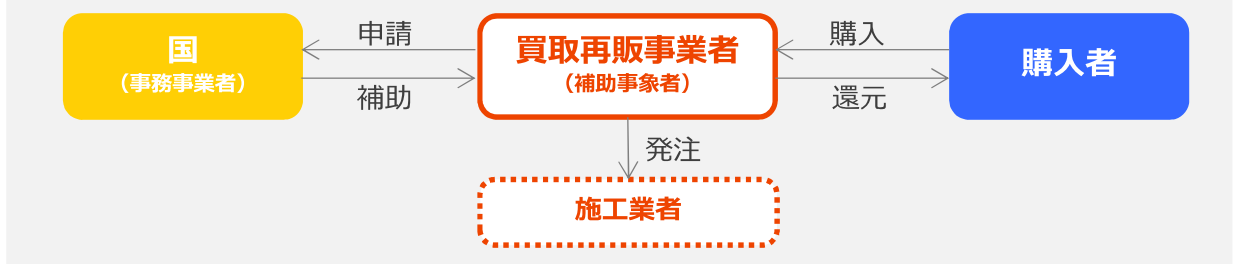
申請者

補助事業者（申込みをする者）はリフォーム工事の施工業者又は買取再販事業者です。

① 施工業者の場合

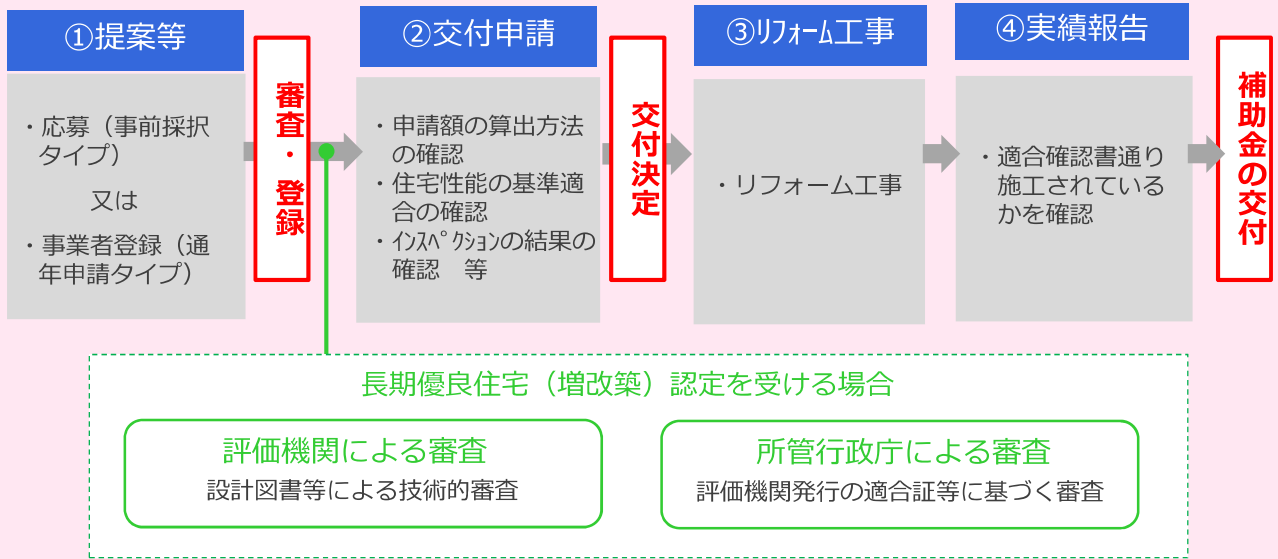


② 買取再販事業者の場合



申込み方法

<事業の大まかな流れ>



問合せ先

長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室

- 交付申請、完了実績報告等の手続きに関する問い合わせ

メールアドレス toiawase@choki-r-shien.com
FAX番号 03-5229-3571
電話番号 03-5229-7568
受付 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
10:00～17:00(12:00～13:00を除く)
※電子メール又はファクシミリでお願いします。

長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

- 交付申請前の住宅性能に関する技術的相談
- 応募・事業者登録に関する問合せ

メールアドレス soudan@choki-reform.com
FAX番号 03-5805-0533
電話番号 03-5805-0522
受付 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
10:00～17:00(12:00～13:00を除く)
※電子メール又はファクシミリでお願いします。